

公 示

R 5 . 8 . 1 6 改訂版

公 示 第 1 2 号

準特定地域における期間限定減車の取扱いについて

タクシー事業を巡っては、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号、以下「タクシー適正化・活性化法」という。）に基づき、供給過剰の進行等の問題が見られる地域を準特定地域として指定し、供給輸送力の削減に向けた取り組みを推進しているところであるが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の3県（以下「東北3県」という。）は甚大な被害を被り、地域住民は避難生活を余儀なくされ、生活基盤や公共交通を含めた地域としての機能が著しく損なわれているところである。

また、依然として福島第一原子力発電所を巡る懸念が解消されず、先行き不透明感が払拭されない中、東北3県におけるタクシー事業についても今後の見通しが不透明な状況に置かれている。

さらに、東北3県以外の準特定地域においても、東日本大震災の間接的な影響によりタクシー輸送の急激な落ち込みが見られているところであり、タクシー適正化・活性化法の趣旨を逸脱しない範囲でタクシー事業者の機動的な対応を促進させる観点から、今般、特例的な措置として、東日本大震災に係る突発的な輸送の減少に対応するため一定期間内に実施した減車に限り、その減車分の車両にかかる増車を弾力的に取り扱う「期間限定減車」（以下「期間限定減車」という。）を認める基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成23年5月20日

北陸信越運輸局長 伊藤松博

記

1. 対象地域の指定

準特定地域における一般タクシー事業者の一般タクシー車両の車両数の合計が、地方運輸局長が示した当該準特定地域の適正車両数の幅の上限値を下回った場合に、当該準特定地域を期間限定減車の対象地域として指定することとし、当該指定は公示により行うこととする。

2. 期間限定減車期間

令和6年1月31日までとする。

ただし、1. の対象地域（以下「対象地域」という。）の実情や社会情勢を考慮し、期間の延長を行うことができることとする。

3. 期間限定減車対象事業者及び車両

(1) 対象事業者は、基準車両数からの減休車率が、対象地域における一般タクシー事業者の基準車両数の合計と適正車両数との乖離を参考に、地方運輸局長が公示で定める割合以上である一般タクシー事業者とする。

(2) 対象車両は、対象地域における一般タクシー車両であって、地方運輸局長が当該地域を対象地域として指定した時点、又は期間限定減車を実施しようとする事業者が上記(1)の要件に合致した時点のいずれか遅い時点以降に当該事業者が減車する車両とする。

4. 期間限定減車車両の取扱い

(1) 期間限定減車を実施しようとする対象事業者は、道路運送法第15条第3項に規定する事業計画（事業用自動車の数）変更の事前変更届出書を当該変更にかかる営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出することとする。

(2) 期間限定減車期間中にその減車分の車両を増車する場合には、タクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更認可申請を当該増車に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出することとする。

(3) 期間限定減車満了後にその減車分の車両数を増車する場合には、期間満了前にタクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更認可申請を当該増車に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出し、当該事業計画の変更認可後3ヶ月以内に増車を実施することとする。

なお、期間満了時まで、タクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更認可申請が提出されなかった場合には、増車しない分の車両は期間満了をもって減車として取り扱うこととする。

5. その他

(1) 4.(2)及び(3)の事業計画の変更認可申請の認可にあたっては、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について」（平成26年1月27日付け公示第77号。以下「措置公示」という。）のⅡ. 1. 2. 及び6. の規定は適用しないこととする。

(2) 措置公示のⅢ. 監査の特例、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け公示第54号）及び「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき実施する一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減に伴う違反点数の特例措置について」（平成22年4月5日付け公示第4号）の3. 違反点数特例措置については、期間限定減車による減車は基準車両数からの減少として取り扱わない。

附 則

この公示は、平成23年5月20日から適用する。

附 則（平成24年3月26日付け公示第99号で一部改正）

この公示は、平成24年3月26日から適用する。

附 則（平成25年3月18日付け公示第89号で一部改正）

この公示は、平成25年3月18日から適用する。

附 則（平成26年1月27日付け公示第88号で一部改正）

この公示は、平成26年1月27日から適用する。

附 則（平成27年3月16日付け公示第92号で一部改正）

この公示は、平成27年3月16日から適用する。

附 則（平成28年7月15日付け公示第26号で一部改正）

この公示は、平成28年7月15日から適用する。

附 則（平成29年7月11日付け公示第20号で一部改正）

この公示は、平成29年7月11日から適用する。

附 則（平成30年7月27日付け公示第25号で一部改正）

この公示は、平成30年7月27日から適用する。

附 則（平成30年8月24日付け公示第37号で一部改正）

この公示は、平成30年8月24日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2.に記載されている期間までは認めることとする。

附 則（令和元年7月31日付け公示第30号で一部改正）

この公示は、令和元年7月31日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2.に記載されている期間までは認めることとする。

附 則（令和2年7月27日付け公示第14号で一部改正）

この公示は、令和2年7月27日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示2.に記載されている期間までは認めることとする。

附 則（令和３年７月３０日付け公示第１９号で一部改正）

この公示は、令和３年７月３０日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示２．に記載されている期間までは認めることとする。

附 則（令和４年７月２９日付け公示第３５号で一部改正）

この公示は、令和４年７月２９日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示２．に記載されている期間までは認めることとする。

附 則（令和５年８月１６日付け公示第４８号で一部改正）

この公示は、令和５年８月１６日から適用する。

なお、改正日現在において、期間限定減車を実施している車両については、この公示２．に記載されている期間までは認めることとする。